

マージン料率の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	名古屋営業所
拠点の所在地	名古屋市東区古出来 2-5-10

※令和 7 年 6 月 1 日現在

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 1 日 8 時間当たりの平均	②派遣労働者の賃金 1 日 8 時間当たりの平均	マージン率 (①-②)÷①
13	2	17,191 円	11,942 円	30.5%

○マージン率とは

派遣先より㈱イツバスタッフに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

○マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金 (派遣先への請求はできません)
会社 運営 経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容	対象となる派遣労働者	受講方法	訓練費用負担額	賃金支給
新規採用研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
資料作成研修	派遣中	OJT	無償	有給
PC 能力研修	待機中	OFF-JT	無償	有給

・相談窓口 升川 電話番号 052-722-3536

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結している
 - ・協定労働者の範囲（一般事務員の業務に従事する従業員）
 - ・協定書の有効期間終期 令和 9 年 3 月 31 日

株式会社イツバスタッフ 派 23-302435